

保護者の皆様へ

江戸川区子ども家庭部長 弓場 宏之
(公印省略)

緊急事態宣言期間中における保育園の利用について

平素から本区の保育行政及び新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、国は緊急事態宣言の発出を予定していますが、区では各施設での感染拡大防止対策を徹底した上で、保育園の運営を継続することといたします。

一方で、昨年の秋以降区内でも新型コロナウイルス感染者数が急増し、一段と感染リスクが高まっている状況です。各ご家庭におかれましても健康観察や感染拡大防止対策を徹底していただき、感染リスクを低減していただきますよう、下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1 健康観察及び感染拡大防止対策

- ・園児への毎日の体温測定や健康チェック、丁寧な手洗いを行ってください。
- ・園児を含む同居のご家族等に発熱・息苦しさ・咳等の症状があり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、園内での感染拡大を防ぐため、速やかに園にご報告ください。
- ・園児を送迎する人は、マスクを着用していただくとともに体調不良時は送迎を控えてください。

2 厚生労働省の文書により保育園の利用ができない症状

- ・園児に発熱や呼吸器症状（息苦しさ、呼吸困難等）が認められる場合。
- ・過去に発熱や呼吸器症状が認められた園児については、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで。

3 緊急事態宣言期間中の保育

- ・散歩や園外活動・行事などは、縮小または中止することがあります。
- ・給食は食材業者の営業状況等により、献立変更となる場合があります。
- ・今後の感染拡大状況や国の方針等により、対応を変更する場合があります。

〈お問い合わせ先〉

私立保育施設の運営について 子育て支援課運営支援係 電話(5662)5028
区立保育園の運営について 保育課庶務係 電話(5662)0063